

いたばしアクティブプラン2030（素案）に対する
パブリックコメントの実施結果について

1 募集期間 令和7年12月4日（木）～12月22日（月）【19日間】

2 件数 87件 8人（メール5人、FAX1人、Web提出2人）

3 取りまとめ方法等

- ・誤字・脱字等、掲載する際に一部修正を行っています。
- ・要旨を記載させていただくため、ご意見について一部省略・加筆している場合があります。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
計画全体に関すること			
1	-	アクティブプランや男女平等参画の考え方を、区政全体に浸透させ、区政の真ん中に据えられるようにして欲している。	行動計画の推進に向けては、更なる意識啓発が必要であると考えております。研修や情報誌の活用等を通じて、理解促進を図り、行政サービスの質の向上を図ってまいります。
2	-	全体を通して、「板橋区男女平等参画基本条例」にある「性別による差別」「男女一人ひとりが…」という言葉がないに等しいことに大きな違和感を覚えた。柱の立て方や、各ボリュームから見て、同条例（男女平等参画社会を目指す）をどう実行して行くのかという「行動計画」としての位置づけが大変見えにくく、受け止めににくいと感じた。	本計画が条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものであることを第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しています。
3	-	アクティブプランは「板橋区男女平等参画基本条例」の基本理念に則り策定されていると思うが、アクティブプラン2025では不十分な結果となっている。ジェンダーギャップ指数も依然低い状況であり、引き続き男女平等参画を前面に掲げていく必要があるのではないかと。ジェンダー平等（条例の基本理念）があつてこそ、多様性やダイバーシティ&インクルージョンの促進につながるのではないかと。	前計画であるアクティブプラン2025により、各種事業は着実に推進され、理解促進に成果が見られた一方、未達成となった成果指標など課題も残りました。本計画では、区が直面する現状や課題を踏まえ、条例の基本理念を根幹に据えつつ、計画を推進してまいります。
4	-	男女平等（ジェンダー平等）の推進が、他の多くの平等推進の中のひとつに過ぎないという捉え方になってはならないと考える。今後そういった観点で業務を進めるのか。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」に記載のとおり、引き続き、「板橋区男女平等参画基本条例」の基本理念を堅持して取り組んでいきます。
5	-	「すべての区民の平等に関する行政業務」をまとめて担当する部署が「男女社会参画課」一課であることには無理があるのではないかと。板橋区庁内に「人権」に基づく平等行政を管轄する「人権課」を設置する必要があるのではないかと。	ご意見として承りました。
6	表紙	表紙「いたばしアクティブプラン2030」の上に「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、と記載して欲しい。「男女平等参画社会実現のための」とあるが、基本条例を実施するための行動計画なので、「基本条例」の文言記載は必須であると思う。	表紙においては、本計画策定の趣旨を端的に掲載しておりますが、本計画が条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものであることを第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しています。なお、条例の周知・啓発の一環として、条例の名称が初めて記載されている箇所（資料編）の掲載ページを追記しました。（関係法律も同様に追記）
7	表紙	「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画（第7次）」とあるが、本文には男女平等以外の人権・平等施策が多数含まれている。なぜこの計画にそれらがまとめられたのか、その背景と理由を教えてください。	関係法律の制定や自治体として取り組むべき内容の広がりを受けて現行のような形になっています。
第1章 計画の策定にあたって			
8	2	ここで言う「道標」の意味と位置づけを説明して欲しい。	アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れるということを記載しております。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
9	2	2行目に「男女平等参画及び多様性尊重社会の実現をめざしています」とあるのは納得できない。板橋区の男女平等参画基本条例には「多様性尊重」という文言はない。何故ここで突然表記されたのか、又「多様性」が公式にどういったものとして位置づけられているのか、解説が欲しい。	当該箇所は、本計画の「計画策定の趣旨と理念」を説明しています。アクティブプラン2025において、新たな視点としてダイバーシティ&インクルージョンを採り入れることとしており、本計画においても引き続き取り組んでいくことを記載しています。多様性については、第3章「1 SDGsとの関係」において説明しています。(文章を一部追記しています。)
10	3	「男女平等参画」及び「多様性尊重社会の実現」とあるが、「ジェンダー平等」を使用しているページもあり、大変理解しにくい。どのように区別しているのか。	「男女平等」という表現については、その意味の受け取りについて、生物学的な性差を含めて受け取られる可能性があること等を踏まえ、主に「ジェンダー平等」と記載しています。ただし、「板橋区男女平等参画基本条例」で定められている「男女平等参画社会」、「男女平等参画推進本部」という言葉を用いる場合や固有名詞として「男女平等参画」という言葉が用いられている場合等においては、「男女平等参画」という記載を用いています。
11	3	多様性は広範な人権課題、男女平等は性差の格差・不平等解消を目的とする課題である。「板橋区男女平等参画基本条例」は「性差による差別撤廃」を柱にし、個人の尊厳と能力発揮を促す社会を目指すため、「多様性」と「男女平等」の並列表記は目的を曖昧にし、条例の意図と合致しなくなる。並列の意図を明確にし、男女平等の現実をどう捉え、基本条例をどう理解しているか再確認をして欲しい。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいきます。
12	3	「板橋区男女平等参画基本条例」の記載箇所について、制定年、各ステークホルダー(区、区民、事業者、民間団体)それぞれの責務及び行動計画作成の義務について追記を求める。	ご意見を踏まえ、第1章「1 計画策定の趣旨と理念」の記載内容を見直しました。また、条例の周知・啓発の一環として、条例の名称が初めて記載されている箇所に資料編での掲載ページを追記しました。(関係法律も同様に追記)
13	3	枠内の「条例の基本理念…」の①～⑤までの書き出しはすべて「男女…」で始まっている事を踏まえた行動計画の作成、施行に結びつけて欲しい。	ご意見として承りました。
14	4	【図1-1】関連する主な計画について、「根拠法令・条例」にある「男女平等参画基本条例」の冒頭に、「板橋区」の追記を求める。	ご意見を踏まえ、【図1-1】関連する主な計画において「男女平等参画基本条例」の冒頭に「板橋区」を追記しました。
第2章 計画策定の背景と板橋区の現状・課題・答申			
15	8	「ジェンダー平等」と「多様性尊重」の推進が同列のものとするのは納得できない。表紙表題の示すものとは異なるのではないのか。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおおり、本計画は、「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいきます。
16	8	「多様性」「ダイバーシティ&インクルージョン」とは何を指すのか、板橋区としてのはっきりした定義が書かれていない。確定した見解を求める。この後、「多様性」、「ダイバーシティ」という文言がランダムに出て来るが、それぞれの意味、使い分けの根拠などが不明である。	「多様性」と「ダイバーシティ」は、同等の言葉として使用しています。言葉の説明については、第3章「1 SDGsとの関係」の説明文を一部追記しています。また、「ダイバーシティ」という表記は、主に「ダイバーシティ&インクルージョン」という言葉を使用する場合に記載しています。
17	10	【性的マイノリティの理解促進】にある、「性的マイノリティ」、「ジェンダーアイデンティティ」という言葉の定義は何なのか、記述が欲しい。	ご意見を踏まえ、本計画第2章「1 ジェンダー平等及び多様性尊重の推進に関する社会の動向(2)国内の動き」に「性的マイノリティ」についての注釈を追記しました。 また、ジェンダーアイデンティティについては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」第2条において「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されているため、同様に本計画の第2章「1 ジェンダー平等及び多様性尊重の推進に関する社会の動向(2)国内の動き」に注釈を追記しました。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
18	11	2023年に公布・施行された「LGBT理解増進法」に則り、各地方公共団体でも同様の施策の策定、実施に至ったものかと思うが、区内でこの法律及び施策がどれほど理解されているのだろうか。また、「その地域の実情を踏まえて…」とあるのはどういうことを示唆しているのか説明が欲しい。	「令和6年度 板橋区男女平等参画及び多様性尊重に関する意識・実態調査」では、「LGBT理解増進法」について知っている人（「内容まで知っている」と「聞いたことがあるが内容は知らない」の合計）の割合は54.5%、パートナーシップ制度について知っている人の割合は70.5%となっています。 同法第5条（地方公共団体の役割）において、「その地域の実情を踏まえ施策を実施するよう努める」旨が記載されており、区においても前述の意識・実態調査結果等を踏まえて、理解を深めるための啓発や支援の取組を進めていきます。
19	12	【男女平等参画】都の審議会等の委員構成にクォータ制（男女いずれの性も40%以上になること）が導入され、達成されたことは評価する。板橋区においてもすべての委員会の構成がこれにならうよう進めて欲しい。計画は進んでいるのか。	前計画であるアクティブプラン2025の取組として、区では「付属機関等の委員選定に関するガイドライン」を策定しました。女性委員比率が低い付属機関等を所管する部署へのヒアリングなど、ガイドラインに基づく取組を推進するとともに、委員推薦団体へのアンケート等を実施することで、女性委員が増えない根本的な理由を探り、効果的な施策の実施につなげていきます。
20	12	【性的マイノリティの理解促進】東京都パートナーシップ宣誓制度等の説明が記載されているが、多様な性や性的マイノリティという言葉が何を指すものかという説明が足りない。理解を浸透させるためには巷間言われる俗説ではなく、学術的に認められている説明の記述が必要である。	「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、「性的マイノリティ」について、「性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。」と記載されています。また、「多様な性」に関しては、当該条例の「第二章 多様な性の理解の推進」では、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消や啓発等の推進について記載されています。なお、ご意見を踏まえ、本計画の第2章「1 ジェンダー平等及び多様性尊重の推進に関する社会の動向（2）国内の動き」に「性的マイノリティ」についての注釈を追記しました。
21	13	男女という生物としての違いが、それぞれの能力の差に連動するものではないことを、大人はもちろん、小さい子どもにも教育することが必要と考える。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてみたいです。
22	13	離婚して子どもを抱えて生活している女性は、経済的に困窮していることが多い。それは子どもに及ぼす影響も大きく、日本社会の発展を妨げる要因の一つでもある。国、都レベルをはじめ区においても大いに支援を広げるべきである。	ご意見として承りました。
23	14	「2『アクティブプラン2025』による取組み状況と課題」3行目「区民・事業者・関係機関等と協働・連携…」に、「民間団体」の追記を求める。	ご意見を踏まえ、主な協働・連携先が男女平等推進センター登録団体である点を考慮し、「男女平等推進センター登録団体をはじめとする区民」に表現を見直しました。
24	16	「ハートワーク」という言葉の説明が必要。	ご意見を踏まえ、第2章「2 前計画『アクティブプラン2025』による取組状況と課題 めざす姿2 多様性を活かし合う豊かな「成長社会」」に注釈を追記しました。
25	19	「板橋区男女平等参画及び多様性尊重に関する意識・実態調査結果と課題」について、いたばしアクティブプラン作成の基礎資料という目的で同調査を実施したのであれば、この結果情報を第2章の最初に記載すべきではないか。	「第2章 計画策定の背景と板橋区の現状・課題・答申」では、初めに計画策定の背景として世界・国・東京都の主な動きを掲載し、「区の現状」としての位置づけで「アクティブプラン2025」の主な取組を、「課題」としての位置づけで同調査結果を掲載しております。
26	19	いまだに固定的性別役割分担意識が残り続けていること、特に男性に多く見られることは問題である。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてみたいです。
27	23	この行動計画の基本理念は「板橋区男女平等参画基本条例」であることを踏まえ、いつの間にか別の理念を入れ込まないよう注意して欲しい。	関係法律の制定や自治体として取り組むべき内容の広がりを受けて現行のような形になっています。 第1章「1 計画策定の趣旨と理念」に記載のとおり、引き続き、「板橋区男女平等参画基本条例」の基本理念を堅持して取り組んでいきます。
28	25	「板橋区男女平等参画基本条例」の理念に基づき、行政と区民とが共に広く活動する拠点である男女平等推進センター機能の充実を早急に進めることを望む。	ご意見を踏まえ、あり方検討を進めてまいります。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
第3章 基本的な考え方			
29	28	本計画は「板橋区男女平等参画基本条例」実現のための行動計画であるから、「計画全体を貫く視点」を最初に示すべきであり、その視点にSDGsとダイバーシティ&インクルージョンも方向性として持つということではないか。また、SDGsについて記載するのであれば、GOAL 5と明記した方がテーマがぼやけないし、GOAL 5はSDGs全てにかかるものと説明されているので、その説明を追記してほしい。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものです。第1章において前述の内容を示したうえで、第3章において、本計画のめざす姿や計画全体を貫く視点を示し、第4章の「行動と施策」につなげています。なお、ご意見を踏まえ、第3章「1 SDGsとの関係」にSDGsのGOAL 5がSDGs全体の「目的」として、かつ17のゴールすべてを実現するための「手段」として位置付けられている旨を追記しました。
30	28	社会的につくられた価値観とあるが、「板橋区男女平等参画基本条例」に基づいて作られたものなので、単に「価値観」とするのではなく「社会的につくられた性差」ととらわれず、とした方が明確ではないか。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものであることを踏まえ、「価値観」と記載しております。
31	28	「多様な個性の尊重」ではなく、ジェンダー不平等をなくす取り組みによりひとり一人の個性を尊重し合い、能力を発揮できる…と繋がるのではないか。本計画のベースは「板橋区男女平等参画基本条例」である。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものであることを踏まえ、「計画全体を貫く視点」を設定しております。
32	29	本行動計画ではダイバーシティということが性的マイノリティ、性的指向、生まれた時点の性別と後の性自認に違いがある人を中心に捉えているように読み取れるが、そのような観点で書かれているのか、説明を求める。	「ダイバーシティ」という言葉については、第3章「1 SDGsとの関係」に記載されている意味合いで使用しています。
33	30	【図3-3】に、図の背景へのボカシとして「板橋区男女平等参画基本条例」を記載できないか。	ご意見を踏まえ、計画推進を図る上で条例の基本理念を根幹とする趣旨を考慮し、【図3-3】の「計画推進の基盤」の下部に「板橋区男女平等参画基本条例 基本理念」を追加しました。
34	30	「板橋区男女平等参画基本条例」の文言（「すべての区民が個人として尊重され、性別による差別を受けない」等）を計画に反映するべきである。「価値観」という言葉は性差別の実態を薄め、曖昧にするため、代わりに「社会的に構築されたジェンダーバイアス」や「性差」といった具体的表現を用い、男女平等の実現を明確に示すことが重要である。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものであることを踏まえ、「計画全体を貫く視点」を設定しております。
35	30	「行動計画」として、まずは不平等・格差をなくす取組に力を入れ、並行して啓発を行うという流れになるのではないか。めざす姿1を「啓発」とした位置づけの理由を説明してほしい。	本計画では様々な取組が掲載されること、特に啓発の重要性については男女平等参画審議会において多くのご意見をいただいております。「『男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2030』の策定に関する基本的な考え方 答申」においても「アクティブプラン2030に盛り込むべき事項」として、第一に記載されているところです。答申を受け、区としても検討を進めてきましたが、啓発の重要性を踏まえ、めざす姿1に各種啓発事業を設定しております。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
36	33	「板橋区男女平等参画基本条例」第15条に違反する形で男女平等推進センターの機能分散とスペースを極めて縮小したままの10年は「全庁を挙げた推進体制の構築」以前の大問題である。全庁（＝板橋区）における条例の位置づけはどのようなものか。	男女平等参画に関する課題は一人ひとりの人権に関わる問題であり、だれもが個性や能力を発揮する機会を確保し、男女平等参画社会を実現していくという区の意思の表れとして基本条例という形で定めているところであり、区として重要な課題であると認識しております。
37	33	「推進体制」とはどのような体制で何をめざし、具体的に何をしているのか。ひとつの事業を実施する場所の確保さえ区民と並んで抽選を待つ仕組み、事業の実施が出来るか否かさえ抽選結果を待たねばならない「体制」とはどのようなものか。	「板橋区男女平等参画基本条例」及び「板橋区男女平等参画基本条例施行規則」で定める推進本部及び幹事会において、施策の企画、進行管理、実施結果評価、協議・調整を実施しています。推進本部及び幹事会の運営を通じて、庁内連携の強化や事業実施体制の更なる整備を図り、めざす姿の実現に向けて取り組んでいきます。
38	33	2015年、陳情が全会派一致で採択され、男女平等推進センターは仮のものだと答弁されてから10年が経過している。板橋区がこの「板橋区男女平等参画基本条例」をどう位置付けているのか、アクティブプランの中で明記して欲しい。	これまでも条例に基づく行動計画により男女平等参画の推進に努めてきたことや、本計画が同条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものであることを第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しています。
39	33	「板橋区男女平等参画基本条例」は、基本条例となっていることから、単に男女社会参画課の業務の範囲ではなく、板橋区政運営全体に横串を通す理念として位置づけられているはずである。区職員を始めとして一層の理解と、区庁内の男女平等を進めてもらいたい。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてみたい。
第4章 行動と施策			
めざす姿1 誰もが自分らしさを認め合う「尊重社会」			
40	36	なぜ「性別による差別を受けることなく（＝ジェンダー平等をめざして）」という記載がないのか。これは行動計画の中に明確に位置づけて明記しなければならない言葉ではないか。	当該箇所では、めざす姿1の概要を端的に記載しています。ジェンダー平等をめざすという趣旨は、第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や第3章「1 SDGsとの関係」等に記載しております。
41	38	行動1【施策への方向性】1点目にあるセミナーの実施後に、セミナーが終了しても男女平等推進センター登録団体などの活動の場があることを紹介する旨の追記を求める。	ご意見を踏まえ、P41の事業No.6「男女平等推進センター登録団体との連携促進」の事業内容に「セミナー等を実施する際などに、男女平等推進センターの紹介や登録団体の活動に関する周知を行っていく」旨を追記しました。
42	38	行動1【施策への方向性】において、意識啓発の他にワークショップなどの実施について追記を求める。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてみたい。
43	38	セミナー開催にあたっては、高齢者の固定的性別役割観に配慮し、講師の選別や話す内容に注意するとともに、多様な世代が参加しやすい時間帯に行うことが必要である。いたばしI（あい）カレッジについては、男女平等の基本的理念を啓蒙した上で実生活や仕事に活かす学びに繋げることを望む。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてみたい。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
44	38	いたばしI（あい）カレッジをはじめ、いろいろなイベントに参加した区民が、その後、板橋区内の男女平等活動に参加するよう区職員が積極的に勧める事が必要だ。	いたばしI（あい）カレッジをはじめ各種事業にご参加いただいた区民の方々が、その後、男女平等の活動にもご参加いただくことは、区における男女平等参画を推進していくうえで大変有意義なことであり、区としても積極的に関係情報の発信を行ってまいります。
45	38	「板橋区男女平等参画基本条例」を実現するための行動計画であることを基本に据えて作成するのだから、めざす姿1で行動1と行動2・行動3を並列に配置すると、「男女平等参画社会」の実現に向かって解決すべき課題や目的が薄まってしまう。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものです。
46	38	掲載されている各計画事業を実施するには絶対的な予算と機能が不足していると感じている。例えば、めざす姿1で男女平等参画の啓発を掲げるも、男女平等推進センターは認知度が低く利用環境も不十分な状態となっている。庁内における「男女平等参画社会」の位置づけについて説明して欲しい。	男女平等参画に関する課題は一人ひとりの人権に関わる問題であり、だれもが個性や能力を發揮する機会を確保し、男女平等参画社会を実現していくという区の意思の表れとして「板橋区男女平等参画基本条例」という形で定めているところであり、区として重要な課題であると認識しています。また、各計画事業の実施に当たっては、必要な予算を検討してまいります。
47	38	事業充実のため、予算と実施会場の確保、この2つの土台部分を整備する必要がある。土台が無ければ、男女平等推進センター登録団体の増加を目指すことも、事業の実施も不可能と考える。	計画を推進していくに当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
48	40	事業No.2「男女平等参画セミナー」、事業No.3「広範な区民に向けた意識啓発事業」の回数、内容共に一層の充実を望む。	ご意見として承りました。
49	40	「センターだより」の認知度が低く、費用対効果が低いことが懸念される。年に1回カラー冊子を発行するのではなく、もっと小さいパンフレット形式にし、内容は号毎に絞り込んで季刊で発行してはどうか。	ご意見として承りました。
50	40	事業No.5「壮年期・高齢期における男女平等参画意識の普及啓発」について、高齢者が多く、地区によっては古くは農村地帯だった板橋区は特にこの事業に力を入れて欲しい。	ご意見として承りました。
51	41	男女平等推進センター登録団体の増加については、いたばしI（あい）カレッジをはじめ、各セミナーやイベントなどで集まった区民は、個人情報保護法により連絡先を知る事ができない。知らない者同士の中、容易にリーダーシップを取りにくいこともあるので、区職員のリードが必要である。（これは第4章「施策3 地域活動・防災活動における意識啓発」の事業No.10「『いたばしI（あい）カレッジ』の実施」につながる）	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
52	41	「男女平等推進センターのあり方」とともに「グリーンホールのあり方」をより明確にし、男女平等推進センターが拠点として機能し、区民の誰もが気軽に足を運びたいと思える施設であることをめざすとしなければ、施策として不十分である。施策の中に位置づけてほしい。	グリーンホールについては、令和7年度に策定する「施設再整備方針」や、令和8年度から策定する整備構想・整備計画において、施設のコンセプトや整備内容などを明らかにしてまいります。また、男女平等推進センターについては、「板橋区男女平等参画基本条例」及び「板橋区立男女平等推進センター条例」に定める機能を踏まえ、他自治体の取組事例等も参考に検討を進めてまいります。
53	43	板橋区のパートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティカップルが対象で、事実婚の男女カップルは対象になっていないが、選択的夫婦別姓が認められていないために「法的婚姻」を選択できない男女カップルの救済も必要ではないか。男女によるパートナーシップ制度を都政にも導入するよう働きかけをして欲しい。	「板橋区パートナーシップ宣誓制度」は、性的マイノリティであることによる困難を感じる場面や差別、偏見の解消に向けて導入した制度です。パートナーシップ制度の対象に事実婚のお二人も含めるべきという点につきましては、ご意見として承りました。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
54	43	多様性の問題を掲げ、全ての人が住みやすい社会をつくることについては大賛成だが、男女の格差と不平等の問題を解消していく「板橋区男女平等参画基本条例」との間に乖離があると思う。多様性の問題は人権問題であるため、「人権条例」や「人権センター」をつくり、広く問題の解決にあたる旨を提起して欲しい。	ご意見として承りました。
55	43	性の多様性に留まらず、ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進についても男女社会参画課が所管となるのか。事業として位置づけ、取り組む為にはより大きな組織が必要になると思われる。現状の中で、【施策の方向性】1点目の記載をここに入れると混乱すると思われるので削除を要望する。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、「板橋区男女平等参画基本条例」に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものです。なお、ダイバーシティ&インクルージョンの啓発については、男女社会参画課が中心となり、関係課連携のもと取り組んでおります。
56	43	ダイバーシティ&インクルージョンについての内容が多いのは「人権」を扱う部署が確立していない為なのか、それとも「板橋区男女平等参画基本条例」を実行するにあたり、大きな位置づけとするものなのか。位置づけについての説明が欲しい。	第1章「1 計画策定の趣旨と理念」や「2 計画の位置づけ」において記載しているとおり、本計画は、条例に基づき、その基本理念を堅持し、策定するものです。加えて、アクティブプラン2025から引き続き、SDGsとダイバーシティ&インクルージョンの考え方を方向性として採り入れており、多様性尊重社会の実現に向けても取り組んでいくものです。
57	45	「多様性」、「ダイバーシティ」の概念の定義をはっきりして欲しい。 「多様性フェア」ではなく「ダイバーシティフェア」と銘打つのは何故なのか、説明を求める。	「多様性」と「ダイバーシティ」は、同等の言葉として使用しています（第3章「1 SDGsとの関係」の説明文を一部追記しています）。「ダイバーシティ」という表記は、主に「ダイバーシティ&インクルージョン」という言葉を使用する場合に記載していますが、「ダイバーシティフェア」については、固有名詞として「ダイバーシティ&インクルージョン」という言葉の周知の意味も含めて使用しています。
58	47	施策5のタイトルは「多様な人々の社会参画に向けた環境整備」となっており、事業No.22に「性的マイノリティに関する相談の実施」とあるが、事実婚の男女の相談は実施しているのか。	男女平等推進センター相談室では、事実婚の方々からも夫婦や親子など家族関係に関するご相談を受け付けています。
59	49	男女平等参画社会への取組の中で、区が出来る事が限られていることは確かだと思うが、日常生活の中で「アンコンシャス・バイアス」をどう無くしていくかは区が出来る事の大きなひとつではないか。「男女共同参画社会基本法」に則れば「ダイバーシティ&インクルージョン」や「多様性尊重意識の啓発」の前に重点項目となるのではないかと。	めざす姿1の構成として、行動1において「ジェンダー平等意識の浸透」、行動2において「ダイバーシティ&インクルージョンの理解促進」としたうえで、行動3に「子ども・若者に対するジェンダー平等、多様性尊重意識の啓発」としてあります。「アンコンシャス・バイアス」の啓発に関しては、全区民を対象としつつも、特に「子ども・若者」に対して重点的に取り組んでいくため、行動3における重点事業として掲載しております。
60	49	固定的な性別役割は親や社会の教育から継承され、伝統と称すべきでなく社会発展を阻害する。家庭内、幼児・学校教育で男女平等理念に基づく子どもへの接し方や、メディアリテラシー教育も併せて行う必要がある。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしましてまいります。
61	59	女性が担ってきた家庭内や職場での無償労働は解消されおらず、男女平等な家事・子育て分担が必要となる。女性の大学進学率が高い中、身に着けた学びを結婚や出産で発揮できなくなることは日本社会の損失であるため、意識啓発と行政の支援が求められる。また、介護保険に基づく支援の抜本的改善も必要である。（第4章「施策10 子育てに対する支援」事業No.46「男性向け家事・育児サポート事業」、事業No.47「ケア労働に関する様々なサービスの情報提供」を推進すること）	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしましてまいります。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
めざす姿2 誰もが個人としての能力を発揮できる「活躍社会」			
62	—	計画事業に「いたばし人と未来を創る会社賞」を含めてほしい。過去の受賞企業の中には、各種業界で子育て世代やハンディキャップある方の雇用や働きやすさの環境整備などに成功している事例が多くある。当表彰制度では、社会保険労務士による最新制度適用の指導も奏功しており、この点も紹介したい。	事業No.38「優良企業顕彰」は、具体的な取組としては「いたばし人と未来を創る会社賞」を想定しているものです。事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
63	—	「SDGs/ESG経営推進事業」について、女性管理職の活躍が良い循環を生み出している事例がある。当事業修了のトップランナー企業による対話・交流会の場を産業振興課が主催し、さらにお互いを高めあうと共に、ほかの企業への励みにもなっている。本事業の計画事業への追加を検討したい。	ご意見を踏まえ、事業No.40「経営支援事業」の事業内容に、当事業に関する記載を追加しました。
64	67	中学保健体育で妊娠の科学的メカニズムを教えていないことは由々しき事態である。年齢に応じた科学に基づいた性教育を幼児期から行う必要がある。	学校における教育については、学習指導要領に基づいて行われています。事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
65	69	国連の女性差別撤廃条約にもうたわれている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」は中学校・高校の保健体育の授業で、女生徒にだけでなく男生徒にも教えることが必要である。性行為というものが、愛情があるかどうかには関係なく、妊娠につながる可能性があることを教えないといけない。	学校における教育については、学習指導要領に基づいて行われています。
66	69	最近新聞にも載った親族等からの幼児へのレイプに関しては、その子どもの一生に関わることであり、社会から一掃しなければならない。誰もが決してこのような事態の非害者にも加害者にもなってはならないことを、機会があるたびに発信していく必要がある。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
67	69	施策13 心とからだ性とに関する正確な情報の提供に、生理についての情報、講座の追記を求める。	ご意見を踏まえ、施策13の事業No.69「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った啓発の推進」の事業内容に「女性の健康上の特性についての情報発信」を追記しました。
めざす姿3 誰もが笑顔で暮らせる「安心・安全社会」			
68	72	DV加害者に対しては、医療機関やカウンセリング等できちんとした治療を受ける事が必要である。相談を受けた段階で、そういった機関できちんと治療をすることによって本人の社会生活がより良いものになることを丁寧に説明して欲しい。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
69	72	施策の方向性はどれも大事ではあるが、加害者の暴力を恐れるあまり、被害者が必要以上に萎縮して暮らすことを強いるのは間違っている。専門家から具体的対処法についての指導があればと思う。また、命に関わるような緊急の場合の連絡法や避難先など、第4章「行動8 DV被害者支援」の充実を望む。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
70	79	施策18 庁内・関係機関連携による支援の推進 において、警察や民間団体等、外部の関係機関、民間支援団体との情報共有をすることで、より迅速な対応強化を図り、夜間でも対応できる体制づくりを目指すべき。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
71	79	施策18 庁内・関係機関連携による支援の推進 において、ステップハウス（社会へ踏み出すための準備期間を過ごす場所）などの情報提供が必要ではないか。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
72	80	権力・年齢・経済力等でハラスメントが許容される旧態が問題である。ハラスメント防止についての具体的対策を示す必要がある。	ハラスメント対策については、区内企業へのハラスメント防止に関する情報提供をはじめとして未然防止のための意識啓発や、男女平等推進センターでの相談受付などを行ってまいります。
73	80	相手の同意のない性的な行為は明らかな性暴力であり、場合によっては犯罪にもなる事を、子どもの頃から家庭でも学校でも教えていかなければならない。「軽い気持ち」でしたことが、自分の一生の汚点になる可能性もあることを認識するべき。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
74	80	行動9のハラスメントや性暴力の防止について、性被害に遭う年齢がかなり低年齢化してきている現状から、若年層だけでなく幼児の段階から取り組む必要があるのではないかと。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
75	83	事業No.94「学校と進める予防教育」について、現在では種々雑多な性情報があふれており、きちんとした性教育を受けていない子どもが興味本位でそのようなものに触れることは大変危険である。親、保護者はもちろん、子どもを取り巻く大人達は常に気を配っていることが大切である。具体策をどう考えているか。	区立中学校でのメディアリテラシー出前講座により、情報発信における留意点等の啓発を進めてまいります。
76	84	行動10 困難な問題の解消のための支援における相談窓口について、問題の種類や困難度が多種多様であり、何処に相談していいのかわからないことが多いと思われるため、総合的な窓口の設置を検討願いたい。総合窓口からの確かな担当窓口結びつけられれば、「たらい回し」にならないのではないかと。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
77	84	行動10 困難な問題の解消のための支援における相談窓口について、相談業務を担当する専門職の方が、非正規で従事している現状が多くあると聞いている。長期にきめ細かく相談業務や指導を継続するためにも、正規での雇用を望む。	ご意見として承りました。
78	86	この分野にこそ男女社会参画課は力を入れて欲しい。女性区民が困難を抱えているのは区の発展はもとより、次世代への悪影響も大きい。	ご意見として承りました。
79	86	相談を受けた場合、実際の支援に結びつくまでのスピードが最も大事である。また、個人の状況に応じてきめの細かい対応をすること、二次被害につながりかねない不必要に情報を漏らさないことなどを徹底して欲しい。	事業実施に当たっては、いただいたご意見を参考にしてまいります。
その他			
80	—	区役所及び民間企業においても、女性管理職をいかに増やすかが次の課題ではないか。子育てや介護と両立しながら仕事を続けるための法整備はかなり整ってきたが、だれもが制度を取得できる事、そして効率良く生産性の高い働き方をするには、何が必要か。再度、考えるべきではないか。	区役所における女性管理職の割合向上については、第5期板橋区特定事業主行動計画とも連携を図りつつ、成果指標No.12に「区役所における女性管理職割合」を令和12（2030）年度末までに24.0%とする目標を掲げており、事業No.109「女性職員の仕事異動上の配慮」、事業No.110「女性職員のキャリア形成支援」、事業No.115「働き方改革の推進」などに取り組んでまいります。また、民間企業に対しては、事業No.37「ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供」等において、先進事例の情報発信を通じた意識啓発を図ってまいります。

No.	頁数	意見の概要	区の考え方
81	—	区役所における女性管理職のクォータ制度を検討してはどうか。女性ならではの特性(体のサイクルなど)を踏まえながら仕事や生活を送ってきたため、男性には見られない視点があり、仕事に活かせるのであれば、選考等により考慮する事も考えられないか。	他自治体における取組等を注視しつつ、管理職選考のあり方について引き続き検討してまいります。
82	—	区役所においては、非正規労働者(会計年度任用職員)の8割近くが女性であり、育児・介護等のケア労働を抱えながら、格差のある労働条件に置かれている。女性管理職の割合だけでなく、非正規労働者の格差是正の視点を盛り込んで欲しい。	地方公務員法に則り、国や東京都、他自治体の動向を注視し、適切に対応してまいります。
83	93 ～ 96	この行動計画は「男女共同参画社会基本法」がベースになっているにも関わらず、事業No.1「育児期女性に対する支援」が重点事業で、めざす姿2でも重点事業となっている。「育児期女性に対する支援」については、男女社会参画課の所管なのか。	第3章「5 施策と事業」に記載のとおり、計画事業の中でも成果指標の達成に貢献すると考えられる事業を重点事業と設定しています。なお、計画事業No.1については、男女社会参画課が所管であり、具体的な取組としては、東京家政大学との共催セミナーである「子育てママの未来計画」を想定しているものです。
84	93 ～ 96	本計画事業は「板橋区男女平等参画基本条例」が求める「すべての事業・施策に『男女平等の視点を』」をほぼ表していると思う。全庁を挙げての意識改革が必要であり、すべての事業にその視点が求められる。そのため、板橋区の全政策に「男女平等参画社会推進」の視点を取り入れると明記して欲しい。	全庁を挙げて実行していく旨については、第4章「計画推進の基盤」において記載しているところです。男女平等参画推進本部及び同幹事会の運営を通じて、庁内連携の強化や事業実施体制の更なる整備を図り、めざす姿の実現に向けて取り組んでいきます。
85	93 ～ 96	男女平等参画社会に向けての行動計画と位置づけた場合、No.61「おとしより相談センター(地域包括支援センター)の機能強化」やNo.73「いたPay健幸ポイントの活用による健康づくりの推進」はおとしより保健福祉センター/健康推進課が担当課であるのに重点事業となるのか。この項目の重要性については理解しつつ、この事業が重点事業であれば、男女社会参画課事業の全てが重点事業になると思う。	第3章「5 施策と事業」に記載のとおり、計画事業の中でも成果指標の達成に貢献すると考えられる事業を重点事業と設定しています。
86	93 ～ 96	高齢化における女性の問題は、生活の困難さ(構造的な年収の低さを含めて)・健康問題・地域における孤立化等々多くあるが、本計画には高齢女性が抱える問題についての取組がほぼ無い。なぜ記述がないのか説明してほしい。	本計画において、仕事や健康、DV被害者支援等について、高齢女性への支援でもある計画事業を掲載しております。また、区の行政計画としては、「いたばし健康プラン」においても、高齢女性の支援に関して一部記載しております。なお、女性に限定した記載ではありませんが、「板橋区地域保健福祉計画」や「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画」においても、高齢者支援に関する事項を記載しております。
87	93 ～ 96	本計画の計画事業116のうち、男女社会参画課が担当する事業は64、その中の重点事業は27である。大変数が多いことに加えて、他の部署に担当してもらわなければならないかと思われるものもあると感じる。男女平等参画推進の理念は板橋区行政のすべての部署に横串で通るものであることを踏まえるべきだと思う。	「板橋区男女平等参画基本条例」の基本理念や本計画に基づき、関係各課連携のもと、区全体として男女平等参画推進に取り組んでまいります。組織に関することはご意見として承りました。